

令和 8 年

第 4 回

富里市農業委員会議事録

令和 8 年 4 月 9 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第4回）

日 時 令和8年4月9日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - 5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
 - 6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（6名）

1番	欠員	2番	田口榮一
3番	秋元和子		
5番	伊井義則	6番	塩澤英一
7番	津田博明	8番	相川克義

欠席（1名）

4番	森田孝子
----	------

◎開 会

議 長 これより令和8年第4回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後1時20分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。概要は議案書のとおりです。申請理由は専用住宅です。申請地の位置は、富里第一小学校から東へ約300メートルに位置しています。申請地の状況は、適切に管理されておりました。農地区分は、農業公共投資のっていない生産性の低い農地で面的な広がり10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当します。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金計画については、すべて自己資金で事業総額を上回る資金証明の添付にて確認をしました。上水は公共上水道を使用し、雑排水等は合併浄化槽を設置します。日照、通風等による支障はありません。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

事務局 本案件について補足説明をいたします。申請地は令和6年7月に農地法第3条の許可を得て取得したものです。所有権移転後は適切に管理していましたが、当時の申請時に添付されていた営農計画書どおりには耕作されていませんでした。顛末書によると当時は営農するために取得しましたが、成田空港の機能強化及び滑走路の増設計画に伴い現在の居住地周辺が航空機騒音の影響を受ける地域として指定されたため、居住環境の見直しと移転を検

討せざるを得ない状況になったことから今回の申請にいたりました。印旛農業事務所にも情報を共有し対応について確認したところ、農地法第3条で取得した農地を短期間で転用許可申請をすることについて、通常であれば虚偽申請等の疑義が生じるものでありますが、やむを得ない事態である場合は柔軟に対応する必要があり、今回の申請はやむを得ない事態に含まれると思われるとのことでした。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、地上権設定1を議題とします。

秋元委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

秋元委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、地上権設定1について書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は秋元です。概要は議案書のとおりです。申請理由は太陽光発電設備の設置です。申請地の位置は、インターナショナルリゾートホテル湯楽城から東へ約200メートルに位置しています。申請地の状況は、適切に管理されておりました。農地区分は、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地で面的な広がり10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当します。進入路は私道により確保されています。通行承諾書が添付されておりました。土地選定としては、周辺農地とは離隔があり影響や支障がないこと。維持管理の行きやすい平坦な土地であること。発電に必要な日照条件が良いことなどから選定したとのこと。農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっており、資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の残高証明の書類確認

をいたしました。用水、排水設備の設置は不要であり、雨水の処理は敷地内に自然浸透する。工事期間中の防災計画は、バリケードや交通誘導員等を設置し近隣に被害が出ないように配慮することです。以上のことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより地上権設定1を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明願1を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、御説明いたします。概要は議案書のとおりです。参考資料をご覧ください。生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡や故障により農業を続けることが不可能になり、生産緑地法第10条の規定による買取りの申出を行う場合に必要な証明願が提出されました。生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定により、証明願の提出があった場合は、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者又は生産緑地法施行規則第2条の規定による一定割合以上従事している者に該当するか否かについて、現地調査を行い農業従事者の事実確認を行うこととなっております。本証明願における元の地権者（申請者の父）は亡くなっていますが、亡くなる直前までは農地を管理していたことを都市計画課で確認しています。今月の審査会での現地調査では、管理はされていましたが耕作はされていない状態でした。申請者は元の地権者（申請者の父）から相続により土地を取得しており、相続登記済みです。申請者は東京都に居住しており農業経験もないことから、生産緑地を解除し買取り申出を行う旨の申請を都市計画課へ行うとのこと。

以上、説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年3月23日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の4ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議長 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。次第の5ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時40分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員